

保有個人情報開示請求書

2023年8月21日

氏名 松竹 伸幸

住所

電話番号：() -

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び日本共産党（以下「党」という。）中央委員会ホームページのプライバシーポリシーの規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報

私が行った2023年7月18日付け保有個人情報訂正請求に対する同年7月31日付け党中央委員会書記局の不訂正決定の発出に当たり、①党中央委員会が法第34条第2項の規定¹に基づき実施した調査結果（訂正請求に係る保有個人情報についての事実関係を確認するために実施した調査結果）、及び②調査結果に基づき訂正を行わない旨を決定した経緯がわかる資料

2 求める開示の実施方法等

写しの送付を希望します。

3 本人確認等

開示請求者本人の健康保険証被保険者証及び住民票の写し

4 保有個人情報の開示請求に関する意見

(1) 本件開示請求の趣旨

2023年2月6日の党京都南地区委員会の決定及び同年2月7日の党京都府委員会の承認による除名処分に不服のため、党大会において党規約第55条にもとづく再審査を求めるに当たって、上記1に記載した保有個人情報の開示を求めます。

(2) 本件開示請求の根拠

党は、法第57条第1項の規定により、同法第4章の「個人情報取扱事業者等の義務等」の適用除外を受ける政治団体に該当します。しかし、党中央委員会は、ウェブサイトで公表しているプライバシーポリシー²において、「4. 個人情報保護に関する国内法令・規則を遵守します。」と定め、法が定める義務規定と同様の規律を自らに課しています。

したがって、党中央委員会には保有個人情報の開示義務があり、かつ、党中央委員会は、本件対象保有個人情報に該当する、①法第34条第2項の規定に基づき実施した調査結果、及び②調査結果に基づき訂正を行わない旨を決定した経緯がわかる資料を保有していると考えます。

以上

¹ 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

² https://www.jcp.or.jp/web_info/onegai.html